

[論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策]

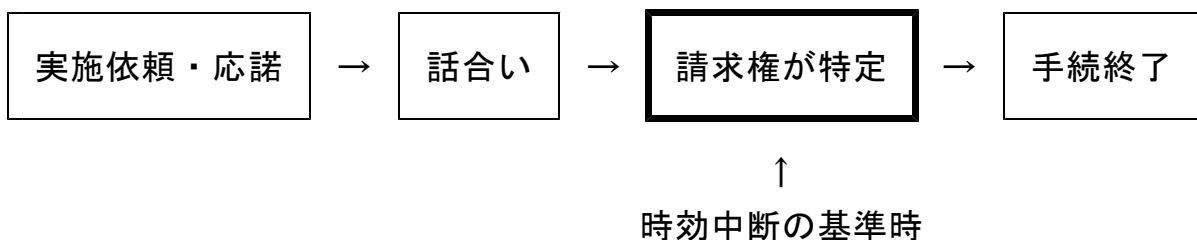
ウ 時効中断効【追加】

ADR法第25条の時効中断効の基準時を認証ADRの実施の依頼の時点とすることを検討するに当たっては、実施依頼時に請求権の内容を特定するための仕組みなど、必要な制度枠組みを設ける必要があると思われるが、このような制度を前提としつつ、なお時効中断効の基準時を実施依頼時とすることが相当か否かについて、どのように考えるか。

1 現行制度

- ・ 現行制度は「認証紛争解決手続における請求の時」を基準に時効中断。
- ・ これは、事業者の自主性・多様性を尊重する観点から、認証ADRの実施の依頼の方法や請求権特定の要否は当該認証ADR事業者が定めることとされているため、手続の種類によって実施依頼時に請求権の特定を要求しないものもあることが想定され、そのようなものを含めて実施依頼時とすることは、時効中断に関する規律としては適しないためとされる。

<イメージ>



2 請求権の特定と時効の中断

ア 権利は目に見えず、金銭債権であれば債権者、債務者及び債権の発生原因で特定。

イ 同一の債権者、債務者間であっても、複数の債権が同時に存在し得る。複数の債権のうちの一部に時効中断事由が発生しても、別の債権には原

則として時効中断効は及ばない。

ウ 仮に請求権の特定がないまま広い範囲で時効中断効が発生すると、債権者には有利だが、債務者にとっては不利となる。

- 3 そこで、時効中断効の基準時を実施依頼時とすることを検討するに当たっては、例えば実施依頼時に請求権の内容を特定する仕組みや実施依頼の時点を事後的に確認できるための仕組みなど、必要な制度枠組みを設ける必要があると思われるが、特に希望する一部の認証ADR事業者についてのみこのような仕組みを設けることとする場合、認証制度の複雑化や事業者間の選別が生じ得る可能性、上記規制を受け入れつつも実施依頼時における時効中断を希望する事業者及び利用者のニーズなども踏まえつつ、合理的な制度設計をするためには、なお将来的な検討が必要ではないか。